

3 施策の基本的な方針

本県の官民データ活用の推進に関する施策では、「オンライン化原則」、「オープンデータの推進」、「マイナンバーカードの普及・活用」、「業務・システム改革等」、「I o T ・ビッグデータ・A I ・5 G 等を活用した地域課題の解決」、「デジタルデバイド対策」及び「人材育成、普及啓発」の7つの取組を基本的な方針とします。

(1) オンライン化原則

官民データ活用推進基本法及びデジタル行政推進法において、国は、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン利用を原則とするよう、必要な措置を講ずるものとしており、オンライン利用を促進するために、企業の登記事項証明書や住民票の写し等を不要化する検討のほか、マイナポータル¹⁸を通じた子育てワンストップサービスなどを推進しています。

本県においても、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスを実現するため、デジタル3原則に沿って、手続のデジタル化・オンライン化の推進や、それに伴う業務の見直しや情報システム改革を推進します。併せて、県内市町との電子申請・届出システムなどの共同利用を拡大するとともに、県民・事業者のオンライン手続の利用を促進することにより、行政サービス水準の向上につなげます。

(2) オープンデータの推進

県では、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和元年6月7日改正）等を踏まえ、オープンデータが地域の課題の解決を県民や民間企業等と連携して実現するための有効かつ効率的な手段であると認識し、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと（オープンデータ・バイ・デザイン）を推進します。

県や県内市町が保有する行政情報は可能な限りオープンデータ化するとともに、公益事業者等が保有するデータのうち、公益に資するものについてのオープンデータ化を促します。また、県が保有する情報のうち、オープンデータ化が可能なものについては、利用の制約が少ないルールであるクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ¹⁹を原則として適用し、「香川県オープンデータカタログサイト」

¹⁸ 国が運営するオンラインサービスであり、ワンストップでの行政手続、情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやり取りの記録の確認、行政機関からのお知らせ確認などを行うことができる。

¹⁹ 「原作者のクレジット（作者名、作品タイトルと URL）を表示することを守れば、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される」という著作権のルール。

に順次公開します。

オープンデータ化を進めることにより、官民の様々な知識や知恵を共有し、県民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、新たな技術やサービスの開発や、オープンデータを活用した地方発のベンチャー企業の創出、経済の活性化を推進します。

(3) マイナンバーカードの普及・活用

マイナンバーカードの利便性、安全性について県民の理解を深めるため、関係機関と連携して、様々な広報媒体等を活用した広報活動を行うとともに、市町に対し、住民票の写しや印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスの導入、マイキープラットフォームの活用、マイナポータルによる手続のワンストップサービスの拡大など、マイナンバーカードの利活用を働きかけ、マイナンバーカードの普及・利活用拡大に向けた取組を推進します。

(4) 業務・システム改革等

総合的なデジタル化、B P Rや情報システムの改革を推進することで、行政サービス水準の維持・高度化や行政運営の効率化を図ります。

情報システムの最適化・高度化に取り組み、より効率的なシステム調達を推進し、システム運用経費等を削減するとともに、システムの利便性向上を図ります。また、情報システムの投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティや災害等への対応強化、業務の共通化・標準化等を図るため、システム方式としてクラウドの活用を積極的に推進します（クラウド・バイ・デフォルト）。

県内の行政サービス水準の平準化・高度化を進めるためには、住民に身近な行政を担当する市町において、複数の市町がクラウド技術を活用して、情報システムの標準化・共通化を図ることが有効であり、これにより「割り勘効果」による行政コストの削減のほか、情報セキュリティの向上や災害時の業務継続も図られることから、県内市町における情報システムの標準化・共通化を促進します。

また、テレワークの導入や会議におけるタブレット端末の活用、業務のデジタル化・ペーパーレス化、新しい生活様式に対応したオンラインを活用した普及・啓発やマッチングなどの事業実施のほか、A I・R P A等による業務の自動化・効率化を推進し、行政における生産性の向上を図るとともに、職員の多様なワークスタイルを実現します。

さらに、情報システムが保有する各種データについて、他のシステムとの連携や、民間を含めた二次利用を意識した設計を行い、官民でのデータ流通を促進すること

で、民間活力による自発的な地域課題の解決につなげます。

(5) I o T ・ ビッグデータ ・ A I ・ 5 G 等を活用した地域課題の解決

本県における様々な地域課題の解決を図るには、第4次産業革命や Society 5.0 における基盤となる I o T ・ ビッグデータ ・ A I ・ 5 G 等を積極的に活用した取組が必要となります。

I o T ・ ビッグデータ ・ A I ・ 5 G 等の積極的な活用により、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、高齢化の進展に伴う医療・介護等の負担増、大規模災害のおそれ、交通事故の多発など、本県における様々な地域課題の解決に取り組みます。

また、県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、若者にとって魅力的で、将来の成長が有望な情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、I o T ・ ビッグデータ ・ A I ・ 5 G 等を活用した新産業、新サービスの創出や生産性向上による産業競争力の強化を促進し、若者の働く場の創出により県内定着を促進するとともに、本県経済の活性化を図ります。

さらに、市町における先進的な地域課題の解決に向けた取組については、他の市町への普及を促進し、県域共通の地域課題の解決を図ります。

このほか、県内企業がビジネス環境の激しい変化に対応しデジタル化を推進することにより、生産性の向上に加え、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーションを実現できるよう、セミナー等を通じた意識啓発や専門家による個別コンサルティング支援等に取り組みます。

(6) デジタルデバイド対策

社会のデジタル化の進展に伴い、I C T を活用して様々な便益を享受できる県民と、それらの便益を必ずしも享受できない県民がいるという、新たな格差（デジタルデバイド）が生まれる可能性が出てきています。

すべての県民がデジタル化による便益を享受できるよう、W e b アクセシビリティ²⁰確保のための環境整備や I C T を活用するための県民向けの基礎講座を実施していきます。

また、避難所等の防災関連施設、観光集客施設、公共交通機関において、無料 W i - F i の整備を促進します。

²⁰ W e b サイトを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、W e b サイトで提供されている情報やサービスを利用できること。

(7) 人材育成、普及啓発

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図り、I C T 化を推進するためには、進化し続ける I C T 技術への的確な対応が必要であり、人材育成や普及啓発が欠かせません。

これからの社会変化に適切に対応できる人材の育成を目指し、令和 2 年 11 月に情報通信交流館内に整備した「Setouchi-i-Base」等において、関係団体とも連携して、I o T、ビッグデータ、A I 等を活用できる人材の育成を図るとともに、学校等におけるプログラミング教育等により、コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付ける学習活動を推進します。

また、官民データ活用のノウハウやサイバーセキュリティへの対応等について県民・事業者へ普及啓発を行っていきます。